

名称		朝日が丘地区計画	
位置		秋田県横手市朝日が丘二丁目の一部	
面積		約 1.0 ヘクタール	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		<p>当地区はJR奥羽本線横手駅から西南西約2.3kmに位置し、朝日が丘地区土地区画整理事業等により整備された宅地に囲まれている畑地であり、民間の宅地開発事業が予定されているところである。</p> <p>本計画では、宅地開発の事業効果の維持増進を図るとともに、事業後に予想される敷地細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、長期的に良好な市街地の環境形成を図るものである。</p>
	土地利用の方針		閑静な住宅地としての街並形成を図るため、当地区は低層独立住宅地とする。また地区内には公園を適正に配置する。
	地区施設の整備の方針		地区施設は公園(1箇所)を適正に配置し、整備する。
	建築物等の整備方針		雪国にふさわしく、閑静でゆとりのある低層住宅地とするため、建築物は専用住宅とこれに附属する住民の居住生活上必要な用途を兼ねるものとし、落雪・堆雪・緑化のスペース等が確保された、安全で健康的なかつ横手らしい潤いのある低層住宅地として、良好な居住環境の形成を図る。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	建築することができる建築物	建築することができる建築物は、原則として専用住宅(建築基準法別表第二(イ)項第1号に規定するもの)、併用住宅(同項第2号に規定するもの)、及びこれらに附属する建築物とする。
		建築物から独立して築造、設置することができない工作物	広告塔、広告板その他の広告物を掲出するもの。
	建築物の敷地面積の最低限度		200㎡
	建築物の壁面の位置の制限		敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、車庫、物置その他これに類する高さが3m以下(軒の高さ2.3m以下)の附属建築物については1mとする。
	建築物の形態又は意匠の制限		(1)屋根の色彩は緑を基調としたものとする (2)外壁の色彩は華美なものさける
	かき又はさくの構造の制限		(1)道路の面するかき又はさくの構造は、コンクリートブロック造以外とする (2)道路に面するかき又はさくの高さは1.5m以下の透視可能な材料(高さが90cm以下の部分はこの限りではない。)で造られたものとする。
備考	区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり		